

○碓井委員長 皆様、おはようございます。

まだお見えになっておられない方もいらっしゃると思いますが、時間が参りましたので、第28回「専門小委員会」を始めさせていただきます。

本日は、基礎自治体のあり方のうち、「東日本大震災関係等について」と「『平成の合併』後の課題」等につきまして、事務局に関連資料を作成させておりますので、まずは事務局から資料について説明を聴取することといたします。

その後、委員の皆様から基礎自治体のあり方について、自由に御意見をいただく形で進めてまいりたいと考えております。

それでは、まず本日お配りしております資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

原市町村体制整備課長、お願いいたします。

○原市町村体制整備課長 それでは、資料について御説明申し上げます。

前は、フリートーキングをいただきましたが、本日は、諮問事項にも東日本大震災を踏まえた基礎自治体とございましたので、私どもはこの実地調査を行いまして、その御報告を含めまして、東日本大震災関係の資料ということで資料1を御用意してございます。

それから、実地調査を行いました際に、震災対応は合併との関係もございまして、合併関係の実地調査も行いました。その関連で、資料2ということで、「平成の合併」後の課題）ということで御用意してございます。

資料1の1ページでございます。東日本大震災の概要が掲げてございます。左のほうにデータがございます。マグニチュードが9.0、津波の遡上高、これが局所的に40mを超えたという被害があったわけでございます。

右のほうに被害状況等がございまして。人的被害、建築物の被害、いずれを見ましても、我が国の観測史上最大規模の地震であったということがうかがい知れるわけでございます。

2ページに参りまして、震災に伴って市町村のいろいろな行政課題が生じました。それに対してどのような対応をとったかということ整理してございます。

左のほうに「ヒト」ということでございます。職員が被災をいたしまして、避難者への対応等あるいは膨大な災害対策業務が生じたということでありまして、右のほうに国家公務員が延べ8万2,500名、地方公務員も8万1,500名ということで、国、地方を通じて、「ヒト」を派遣して応援をしたということでございます。

それから、「事務処理」ということであります。事務量の増加に伴いまして、一部の事務の執行が困難になった、あるいは福島原発事故のような場合、住民の避難が長期にわたります。避難元ではなかなか適切は行政サービスができないということが生じました。

これに対しましては、右のほうになります。例えば周辺の市町村が事務委託で災害廃棄物の処理とか、災害弔慰金の事務をやったという例、その下にございますがいわゆる原発避難者特例法という法律をつくりまして、長期に市町村の区域外に避難している住民に対しまして、避難先で行政サービスが提供できるようにするというような法律の手当ても

行ったわけでありませう。

「カネ」ということでありまして、莫大な財政需要が生じたということでありまして、これに対しましても右にございます、数次の補正予算、当初予算、国費を確保いたしましたし、地方負担分についても震災復興特別交付税というものをつくりまして、実質、被災地の自治体の財政負担がゼロになるような措置も行ったわけでありませう。

「選挙」ということでありませう。一部の自治体で選挙の執行が不可能になりましたので、右にございますとおり、法律を改正いたしましたして、選挙の期間を延長するという措置も講じたわけでありませう。

3 ページでございます。「モノ」ということでございますして、これも映像等でごらんになった方も多いいと思ひませうが、庁舎が壊れてしまうというような被害が生じたわけでございます。これに対しましては、異例のことでございますけれども、プレハブの庁舎をつくる時の庁舎の復旧に国費で補助金をつくったということも行ひました。

戸籍のデータあるいは住基のデータ、これについてはそれぞれ法務局あるいは民間等のバックアップで適宜復旧したということでありませう。なお、括弧書きにございます、本格的に復旧するまでの間、住基データにつきましては、県のサーバーを一部利用したということもあつたわけでありませう。

「情報」ということでございます。当初は、住民の方がいろいろなところに避難をされまして、避難元の市町村がどこに住民が避難しているかわからないというような状況もござひました。その下になります、これは福島のような場合、住民が長期にわたつて、例えば大熊町から東京都に避難しているわけでありまして、東京都に避難している方は、今、東京都に住んでいるという証明がなかなかしにくいということで、いろいろな民間契約等で支障が生じているということもあつたようでございます。

それで、右側の対応でございますけれども、まず初動対応につきましては、国のほうで「全国避難者情報システム」というフォーマットをつくりまして、避難元の市町村が、今、どこに自分たちの住民の方が避難されているかということ把握できるようにしよう。そこに情報を提供できるようにしようというようなシステムを運用してござひます。

次は、2月1日から福島の一部の自治体で運用が始まっておりますが、「届出避難場所証明書」ということで、長期に先ほどのような大熊から東京に避難されている場合、避難元の市町村が、この方は大熊の住民けれども、東京都に避難して、今、東京都にお住みになつていますよということを証明しよう、このような仕組みも私どものほうでひな形をつくりまして、動き始めているという状況でございます。

4 ページに参ります。国のほうでも「災害対策基本法の一部を改正する法律」の手当てを既に行つており公布、施行されてござひます。

ポイントは、市町村の機能が喪失したような場合は、県や国が、もっと前に出るべきではないか、このようなトーンで改正が行われたわけでありませう。ポイントを御説明いたしますと、概要(1)「発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有の強化」ということ

であります。市町村が被害状況の把握ができなくなったような場合、これについては、県や国が積極的に情報の共有化をし、適宜対応できるようにしようという改正でございます。

その下に、「地方公共団体間の応援業務等に係る都道府県・国による調整規定の拡充・新設と対象業務の拡大」、県や国がもっと積極的に応援しましょうという改正であります。特に応援の中身が、これまでは「消防、救命・救難等の人命にかかわるような緊急性の極めて高い」ところに限定されておりましたが、加えまして、「避難所運営支援、巡回健康相談、施設の修繕」といったように、応援の中身を拡大しようというような改正も行われてございます。

5 ページでございます。物資の支援についても規定が新設されております。物資が不足するような市町村に対しては、場合によっては市町村の応援を待たずに、県や国が、みずからの判断で物資を供給できるようにしようというような規定も設けられました。

それから、避難所の調整です。「市町村・都道府県の区域を超える被災住民の受入れ」について、県や国がもっと積極的に、特に県外の避難所の確保については、役割を果たさないと、このような改正も行われてございます。

「(4) その他」とございますが、規定の見直しもありまして、今、通常国会にさらなる必要な改正について、内閣府防災のほうで法律改正を準備しているというふうに伺ってございます。このように、災害対策基本法の中では、一定の対応がなされているということでございます。

6 ページであります。地方自治体もそれぞれいろいろな形で災害応援協定というのを結んでおりますが、今回の災害を契機として、いろいろな努力をされているという状況でございます。これは時事通信社が全国の全市、全特別区に調査をかけたわけであります。

1に「締結状況」とございますが、98%の団体が何らかの形でこういった協定を締結しているということでありまして、延べ2,575協定でありまして、特に2割超の協定が今回の災害を契機に新しく締結されたということでございます。

2に「状況変化」ということがございます。半分の自治体が今回の被災を契機として方針を変更したということでありまして。例えば、遠くの自治体と新たに締結することにしたということ。それからポツの3つ目にありますけれども、中身を充実したということでもあります。例えば、要請がなくても応援に行ける、あるいは連絡が途絶した場合を想定する、いろいろなデータを共有化する、行政機能継続場所の提供、避難者の受け入れ等々、今回の被災を契機とした中身の充実も行っているということでございます。

7 ページであります。冒頭申し上げましたのは、私ども事務局のほうで、東日本大震災、紀伊半島の集中豪雨、九州北部の集中豪雨等、事務局で7県16市町村に行ったり、来ていただいたりして、お話を伺う機会を設けました。

なお、その際に自治体側のほうから、現場の生の声を聞いてほしい。そのためにはできる限り具体的な自治体の名前は伏せてほしいということもございまして、具体的な自治体の名前は控えさせていただいております。

まず「周辺市町村の支援について」ということであります。今回は、ほとんどの自治体が被災したわけでありましたが、被災した自治体もより被害の大きい自治体に支援をしたということが多くあったわけでありまして。

最初の〇にございますけれども、これは東北の大震災でございますけれども、もともと後方支援基地構想ということがございまして、協議会等があったようでありまして。内陸部の自治体も被害を受けたわけでありまして、沿岸部の津波の被害を受けて、より被災の著しい団体、ここにいろいろな支援を行ったということでもあります。

その下は、同じような内陸部の自治体であります。温泉を持っているということでございまして、沿岸部の甚大な被害を受けた自治体の避難者を受け入れて、温泉地を避難所として提供したという例でございます。

真ん中にあるとおり、「普段からのつきあい・派遣側の意欲が重要」とであるという話もよく伺いました。顔の見える関係が大事だということで、普段から例えば姉妹都市の提携をしているといったところの応援が、特に非常に役に立ったということでございます。

やはり、協定を結んでいるだけではなくて、実際に来ていただいている職員の方、首長のやる気が非常に重要ではないかというような話もございました。

それから、「応援のあり方」を、すなわち、協定を見直す等の見直しもございまして、また、規模の小さい自治体から聞いたわけでありまして、防災関係では、なかなか組織の対応力に限界があるので、みんなで共同で課を設置するというのもあるのではないかと、というような話も伺いました。

8ページでございます。「都道府県の支援」もいろいろ伺いました。「県による代行も重要」ということで、これは紀伊半島の集中豪雨に関連しての県の役割でありますけれども、県のほうで自治体の要請を待たずに、自治体の機能が低下したと判断した市町に対して、避難所の実態の把握、それから市道や町道の規制支援、流出死亡牛の回収、住家の被害認定、がれきの処理、災害査定等々、市町村の本来の仕事を県が要請を受けずに乗り込んで行って支援した、という話も伺いました。

それから、規模の小さい東日本大震災の被災自治体ですが、最初は、頑張ろうとしたけれども、なかなか難しかったので、最初からむしろ県にいろいろなことをお願いしたほうがよかったのかな、というような率直な御意見も伺いました。

3つ目に、これも東日本大震災の被災の県でありますけれども、県の顔が見えないということもございまして、何かありましたら、市町村課の職員が現地に直接乗り込んでいくということで、そこで必ず現地に行けば、いろいろな対応があるわけで、そこでいろいろなことを応援しようと。このようなマニュアルもつくっているというような話も伺いました。

それから、「県による助言も有効」ということでありまして、避難勧告はよくするのですが、警戒区域の設定はなかなか市町村ではしないようでありまして、それについては、非常に国や県の助言が役に立ったということでもあります。

「県と市町村との協議の場」というものを災害に関してつくったという話も伺いました。

9ページでございます。これもよく議論になりました「合併による影響等」これについても伺ってまいりました。

「合併による対応力の向上」ということで、東日本大震災であります、沿岸部が被災をしたが、一方、内陸部のほうに旧合併前の村の庁舎が支所として残ってしまっていて、そこを拠点として非常に支援がうまくいったというような話がありました。

それから、合併をして大きくなったので、非常に組織力がアップした。これは紀伊半島の集中豪雨でありますけれども、合併して、組織として非常に強くなったので、合併の効果を感じた、というお話もございました。

一方、やはり被害が大き過ぎて、なかなか合併というものの効果が実感できなかったというお話もございましたし、規模の小さい自治体のほうがむしろ住民の絆が強くて、共助の意識が強くて、災害の対応力が強かった、というようなお話も、賛否両方それぞれ伺った次第であります。

以上、実感といたしましては、絆といいましょうか、広域連携といいましょうか、以前よりはそのような雰囲気現場で強くなっているのかなというような感じがいたしました。

以上が資料1でございます。

続きまして、資料2（「平成の合併」後の課題）について、御説明申し上げます。

1ページでございます。22年3月に総務省のほうで「平成の合併」について整理をした資料でございます。「平成の合併の評価」ということでございまして、やはり効果があらわれるまでには、10年程度見る必要があるのかな、ということでもあります。また、「合併による主な効果」「合併による主な問題点・課題」両方が併記されていたわけでもあります。

「今後の合併に対する考え方」といたしましては、前回御説明しましたとおり、22年3月で、今までのようなインセンティブをつけるやり方は一区切り、ということになりまして、「これからの基礎自治体の展望」ということで、それぞれの地域で適切なやり方で選択してやってほしいという、29次の当調査会でいただいた答申と同じ方向の整理がなされているわけでもあります。

2ページに参りまして、各都道府県でも、それぞれのところで合併の総括をいただいております。新しいものということで、茨城県の例を掲げてございます。大体総務省の整理と同じようなことになっておりますが、まず「概況」ということで、住民と自治体の方と両方の話を聞くと、自治体の方はやはり一定の効果があるというふうに評価される方が多いということでもあります。それに対して、住民アンケートを見ますと合併効果があらわれているのがまだ3割程度ということでありまして、自治体の職員の方に比べますと、住民の方への浸透が少しおこなれているというような茨城の総括でございまして、いろいろな自治体の県の総括を見ますと、同じような傾向がみられるわけでございます。

3ページでございます。私どもが先ほど実際の合併をした自治体の方のいろいろなお話を伺ったものを整理してございます。

まず「総論」ということで、「合併による主な効果」ということでありますが、行革はおおむねかなり推進している、いろいろな広域的なまちづくり等の進展もできた、合併特例債も非常によかった、というような、全般的に言えば、そのような評価の声が多かったわけではありますが、一方、いろいろな新たな課題も生じているわけでもあります。

区域が大きくなったわけでありまして、したがって、住民の声が届きにくくなっているという住民の声がよく寄せられているという話。

区域が大きくなった関係で、公共施設の再編、整理統合をしようとしても、住民の反対にあって、なかなか苦慮しているという声。

交付税の算定で、例えば3つの自治体が1つになりますとスケールメリットが働きます。端的に言えば、首長さん3人が1人になるわけでありまして、普通に計算すると交付税が減ってしまうわけではありますが、それを合併算定替という形で一定期間、もともとの3つの自治体のままで計算するようなやり方があったわけではありますが、これが終了いたしますので、自治体によっては交付税が2割ぐらい減るといような試算もあるようでありまして、その辺を心配する声もあったということでございます。

4ページから、もう少し細かく各論を見て参ります。

「支所機能の位置づけ」ということでありまして、災害を契機としまして非常に支所が積極的な位置づけをされているという声が多く聞かれました。

合併時から旧町村単位で支所を設置しておいて、そこに部長級の現地対策本部長（支所長）がいて、いろいろな避難勧告等もそこで自主的に決めていると。普段から支所への権限移譲が進んでいて、非常に住民の結びつきが強くなった結果、災害の被害を軽減できた、というような話も伺いました。

何といっても住民の「身近な行政サービスの提供やコミュニティの維持」には欠かせないというような声も伺いました。

合併協定書で存続を決めておりまして、もちろん旧役場時代に比べて、スリム化をしているわけではありますが、現実問題、ここの支所が非常に重要な役割を果たしている、廃止するというのは困難である。このような声も伺いました。

5ページでございます。もう一つ、市町村の区域が拡大いたしまして、この対応でいろいろ課題がある、ということでもあります。集落が点在しているということでありまして、出張所の経費あるいは職員の移動の経費、区域が大きくなりまして、消防ですとか、保健衛生の経費はスケールメリットが働きにくい、といったような声。

先ほど申し上げました公共施設の再編が住民の反対に遭って、なかなか進んでいないという話。

「地域交通の確保」、コミュニティバスが非常に有効であるという話もいろいろなところで伺いました。

6ページに参ります。

「過疎集落の維持」ということで、自治体によっては集落支援員を新たに配置する。あ

るいは地域の活性化の交付金をつくっている、ということで気を配っているというお話もございました。

「地域の住民自治の強化」ということで、今、地域審議会になっておりますけれども、これを地域自治区ということで、住民自治の強化に取り組みたい、という声も伺いました。

最後にトピック的ではありますが、「後継者の確保」ということで、祭りには人手が必要なわけではありますが、合併したことによって、ほかの自治体の若い人が祭りの後継者として役割を果たしてうまくいっている、というようなお話も伺いました。

7ページでございます。「専門職員の配置」でございます。これも専門職員が配置できたという声もあったわけで、一方で、やはり規模の小さいところ同士が合併をしたところでは、そうは言ってもその辺はまだまだ十分な感じにはならない、というお話も伺いました。

以上、支所機能の位置づけ、面積の拡大への対応等、合併算定替の終了もにらみながら、新たな行政課題が生じているということ伺ってまいりましたので、御報告をさせていただきました。

8ページからは、「平成の合併」後のもう一つの課題となっております、29次の答申でもいただいております大都市部の市町村の資料をつけさせていただいております。

大都市部と申しますのは、下の※のところがございますが、「三大都市圏の特別区及び政令市の通勤・通学10%圏内の市町村」を一応ターゲットとして資料をつくらせていただいております。

ポイントは、大都市部の市町村は平均面積が小さくて、人口密度が高いということ、市街地が市町村の境界を越えて連なっており、住民の日常的生活圏は行政区域を越えて大きく広がっている、現時点では、高齢化率もほかの自治体に比べて低く、財政指標もおおむね良好である、というのが特徴でございます。

9ページは、「大都市部の市町村の特徴」を首都圏、中部圏、近畿圏に分けた資料でございますが、おおむね傾向は同じでございます。

10ページに、視覚的にエリアの問題を見ていただきたいと思って用意したわけですが、御案内のとおり、東京、横浜の周辺にエリアの小さい市や町がいっぱいある、というのが首都圏でございます。

11ページに、中部圏、これもやはり名古屋の周辺にエリアの小さいものが多くありまして、近畿圏も同じような状況でありまして、大阪市、堺市の周辺にエリアの小さい市や町がいっぱいあるということでございます。

13ページに、今、言ったような状況でありまして、平成の合併の際に、大都市部の道府県では合併が進まなかったといいたいまいしょうか、市町村の減少率が低かったという資料をつけさせていただいております。

14ページは、前回も御説明しました全国の状況。大都市部は色が薄くなっていて、市町村の減少数が小さい、という資料でございます。

15ページは、今、エリアが小さいということでいろいろな課題があるということ、東

京で合併した西東京市の例でそういった課題はクリアしつつある、ということで御紹介させていただきますと思います。

西東京市は、旧田無市と旧保谷市が合併してできた市でございます、そこに旧市の区域がございますが、旧田無市が旧保谷市にとんがった形で食い込んでいるような区域になってございました。合併の効果も出ておりますし、そういったとんがったところの境がなくなったものでございますので、「新市建設計画の取組成果」を見ていただきますと、例えば、駅前の整備が非常に境がなくなったのでうまくいったと。コミュニティバスの運行の路線の設置の仕方もう区域がなくなったのでうまくいった、ということでもあります。

公共施設の再編につきましても、16ページを見ていただきますと、例えば黒いのが旧市の境であります、境にいろいろ似たような施設があったわけで、公民館はそこにありますとおり、移転をした、ということもあります。

児童館、小・中学校も近くにあったわけで、これは、今、この辺の整理・統廃合を議論しつつあるということでありまして、そういったエリアの問題をクリアしつつある、ということで御紹介をさせていただきました。

17ページでございます。「大都市部の高齢者人口の推移」ということで、先ほど大都市部の市町村は、今は高齢化率は割と比較的低いと申し上げましたが、これからが急速に高齢者人口がふえる、という資料を御用意してございます。

例えば、平成7年の国調人口で、大都市部の指数を100.0といたしますと、平成47年には268.5になります。その他の区域では、175.2ということで、大都市部の高齢者人口が急速にふえるということでもあります。

18ページに参りまして、もう少し個別の自治体で見ても、特に75歳以上の人口の伸びが顕著であるということでもあります。そこに政令指定都市の川崎市、これはそれぞれ標準的な人口の自治体を掲げてございますが、川崎市の場合は、2005年と2035年を比べますと、75歳以上が2.5倍になる。豊田市が3倍、茨木市が2.7倍、狛江市が2.1倍でありまして、標準的な市の館林市が1.7倍、過疎の大崎町は1.3倍ということでありまして、大都市部ほど急速に高齢化が進むということでもあります。

以上、エリアの問題あるいは高齢者がこれから急速にふえるといった課題が大都市部の市町村にあるわけでございます。

以上が資料でございますけれども、最後に参考資料ということで、前回、この場で宿題をいただきましたものにつきまして、資料を用意させていただいております。

まず、「人口と合計特殊出生率の関係」をプロットしたものであります。見ていただきますと、顕著にどうだというわけではないですが、特に規模の小さいところで出生率が高いところがございます。これはほとんど離島でございます、離島の場合は、地域全体で子育てをしていて、非常に子育て環境がいいというようなことがよく言われるわけでありす。

一番下に単純平均で入れておりますけれども、1万人未満が1.47、10万～20万人は1.37

でありまして、若干都市化に伴いまして、出生率が下がっているというデータがございます。

2 ページでございます。人口の減少に関しまして、社会減と自然減の影響はどうか、という点。社会減も結構影響があるのではないかと御指摘をいただきました。

資料を用意しておりますが、率直に申しまして、社会減で減っているところ、自然減で減っているところ、いろいろありまして、社会減の影響も多いわけですが、先日出ししました人口問題研究所の人口推計は、社会減、自然減、両方をおり込んだ形の推計でございましたので、この前お示しした資料で御議論いただくということは変わらないのではないかと、というふうに思っております。

3 ページ、受益と負担の関係を1枚に整理するべきではないかと御指摘もございましたので、「市町村の人件費と地方税収の対比」を人口規模ごとに整理してございます。

一番下に「1万人未満」とございますが、1.11ということでありまして、自らの人件費が地方税収では賄っていけないということでありまして、今後、このあたりをどう考えていくかということでございます。

4 ページでございます。フランスに「住民数ゼロのコミュン」があるのではないかと御指摘をいただきまして、調べた資料でございます。まず、前提といたしまして、フランスの制度を掲げてございますが、フランスは3層制でありまして、「レジオン」「デパルトマン」「コミューン」がございます。ただ、日本と全く制度が異なっておりまして、例えばデパルトマンが中学校とか、交通とか、福祉関係、日本の市町村がやっている仕事をしております。

それから、市町村（コミューン）であります。非常に規模の小さいコミューンが大半でありまして、いろいろな仕事を行っている日本の市町村とは全く違うということをお前提といたしてございます。その前提で、住民数ゼロのコミュンということでございますが、6団体ございました。どういう団体かと申しますと、第一次世界大戦後に不発弾が残っておりまして、「戦争記念コミューン」ということになっておりまして、県の地方長官から指名された3人の議員が「特別コミューン議会」をつくって、記念碑の管理を行っている、ということで、その広域連合体であるコミューン共同体の維持管理をしている、ということで御紹介をさせていただきました。

最後に、民間活用ということで、自治体クラウドについて、資料を御用意してございます。自治体クラウドと申しますのは、地方公共団体のシステム、ハードウェア、ソフトウェア、データなどを、外部のデータセンターに保有して、そこからいろいろな形で利用しようというものであります。

現在、総務省では、複数の地方公共団体でやるやり方を推奨しております。なぜならば、「メリット」にございますとおり、非常にコストが削減されるからということでありまして。災害等についても、一定程度の対応ができるということでもあります。

6 ページ、どんな感じで進んでいるのかということで、日本地図に落としておりますが、

24年4月1日現在で、171団体が複数の地方自治体で自治体クラウドを進めているということであり、ただ、進め方は広域連合や組合をつくってやるところもあれば、任意の協議会あるいは協定等でやるところもあるなどいろいろな形でやっているようであり、

参考までに、右に被災地でも、岩手県の野田村、普代村、大槌町が、今、このような取り組みを進めつつあるということでございます。

なお、広域処理の現場の声といった宿題もいただきましたが、これにつきましては、次回以降、資料をお出ししたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○碓井委員長 ありがとうございます。両方関係あるのですが、便宜上、資料1絡みで御質問、あるいは、ここからどういうことを学び取ることができるかといったようなことについての御発言をいただければと思います。

江藤委員、どうぞ。

○江藤委員 前回欠席で文脈を外す可能性もありますが、途中退席させていただきますので最初に幾つか質問させていただきます。

災害時の支援のあり方についてということで、いろいろ勉強させていただいています。

特に、資料1の7、8ページのところで、お聞きしたいことは、こういう支援について、今、運用で可能なのか、法改正する場合どういうところがポイントなのかということです。周辺市町村の支援、都道府県の支援ということで、さまざまな支援というのが重要だというのもよくわかりました。

災害対策基本法が改正されたということもお聞きしましたけれども、それを含めて、現行の法体系で、つまり運用のところを重視して地制調でメッセージを送るのか、それともどこか改正すべき現行では無理だということの法制度改革を念頭に置かれてこういう資料をつくられているのか、まず最初に、御質問させていただきます。

○碓井委員長 それでは、市町村体制整備課長、お願いします。

○原市町村体制整備課長 災害対策基本法の中では、それぞれ内閣府防災のほうでいろいろな有識者の方の御意見を伺って、先ほどの改正も出てきたわけでありまして、さらには今国会にもその後の改正もされているようでありまして、法改正につきましては、一定程度、内閣府防災のほうで対応がなされているというふうに承知しております。

したがって、私どもが今日資料を御用意したのは、そういう災害のことについては一定程度の法改正を行っておりますが、災害を契機として、いろいろと基礎自治体の広域連携が、今までより、より意識されているという状況があるのではないかとということで、どちらかという、そういう広域連携の下地ができているということで、資料を御紹介させていただいた次第でございます。

○碓井委員長 江藤委員、どうぞ。

○江藤委員 広域連携について、今後ポイントになるなというのはわかりました。

それで、ちょっと具体的なイメージなのですが、8ページのところの上から2つ目の壊

滅的な被害を受けているときの指揮命令機能が喪失している場合に、緊急時に代行する制度というのが、現行法体系なのか、それから直轄でやったほうがうまくいくというのですが、直轄というのは、現行では想定できないのですが、そのあたりを正確に教えていただければと思います。

○碓井委員長 それでは、市町村体制整備課長、お願いします。

○原市町村体制整備課長 代行につきましては、現在も災害対策法の中に県の代行制度というのがございます。それで、国についても、もうちょっと積極的にそういう制度がいるのではないかというふうな議論も、今、行われているわけではありますが、そういうことで法的な整理も一応ありますし、ただ、現実問題といたしましては、先ほど御紹介しました8ページの紀伊半島の集中豪雨の県の対応であります、いろいろな形でもともと協定を結んでいたり、あるいは協定を結ばなくても、応援を待たずに県がいろいろなことを行っている例がございまして、そこは実態としては、もちろん法整備、協定があったほうがいいのかもしれませんが、その場になれば、いろいろな代行が、東日本大震災でも行われているようでありまして、今後もそのような形で法整備と運用がある意味セットになって、基本的には法整備も必要なのかもしれませんが、そのすき間を縫うような形で運用も実際に行われている、というようなものが実態のようでございます。

○碓井委員長 江藤委員、よろしゅうございますか。

どうぞ。

○江藤委員 広域連携の議論というのを今後詰めなければいけないなというのがよくわかりました。

あと、意見なのですが、広域連携とともに、ここの中で、今、議論されているのは、9ページになるのでしょうか。支所の重要性というのがここでも出てきますし、先ほど茨城の調査報告書の中でも出てきていると思います。

コミュニティの維持管理でも重要だということは、もちろん今までも言われていましたけれども、災害時における支所の役割というか、機能をもう一度確認をしたほうがいいのかなという。

これは意見なのですが、もちろん地域まちづくり協議会による地域の活性化、先ほど例に出ていましたけれども、最近では支所が統廃合されたり、職員が本庁に帰ってきて支所の職員数が減少したり、支所自身の機能が低下しているということが、データとしては、今、持っていないのですが聞かれます。また、せっかく地域自治区をつくったのに、廃止している自治体も出てきています。そこで、もう一度このような議論の中ではその再検討というのが必要かと思いましたので、一言述べさせていただきました。

○碓井委員長 それでは、ほかの委員の皆様、今、資料1から学ぶこととして、広域連携ということも挙げられましたけれども、どうぞ関連して。

林知更委員、お願いします。

○林（知）委員 質問なのですが、災害時相互応援協定の話をお伺いしておもしろ

いと思ったのは、遠方自治体との協定締結に努めることにしたという市町村が結構あって、つまり、ある地域が災害で壊滅してしまったときに、助けをお互いにするためには、あえて遠くと協定を結ぶことに意味があると。資料2のほうの「通勤・通学10%圏」の話のように、生活圏がある程度市町村の境界を越えているために、ある地域の中で相互に自治体間の連携をするべきだというふうな場合が1つある。参考資料にあったクラウドの話のように、地域的に離れていてもコストを下げるために結びつくという形での連携もあり得ると。逆に3番目のケースとして、離れていることに意味があるというパターンがあってもいいなと思ったのですが、遠方自治体と協定を結ぶということに伴う固有の問題なのか、そこで特に考慮されなければいけないことが何かあったりするのかなということをちょっと教えてください。

○碓井委員長 市町村体制整備課長、お願いします。

○原市町村体制整備課長 まさに今回の東日本大震災のように、被害がかなり広域的に、ある意味東日本全体にわたっているということでございまして、したがって具体的に見てみますと、西日本の自治体と結んでいるというような例が多いようでありまして、そのときに普段はやはり近くのところと協定するというところでございすけれども、このような千年に一度の大災害の場合は、遠くの地方自治体と結んでいると。具体的に何か問題があるかということでございますけれども、恐らくどちらかということ、実際応援する側のほうで、先ほどの県のほうで何かあったら現場に行きなさい、というマニュアルをつくってという話がありましたけれども、応援する側のほうは、交通も寸断されてしまって、どうやっていくのかとか、そういう課題に直面しているというような話は伺いました。

○碓井委員長 そうしますと、私から確認ですが、そういう場合に、被災地の市町村はそれどころではない。つまり、そういう対応さえできない。そういうときに交通途絶に対してどういう対応をしたらいいかというような情報は、また別のところに情報提供の必要があるとか、そういうこともあるのでしょうか。

○原市町村体制整備課長 したがって、先ほど少し災害対策基本法の中で御紹介しましたが、情報を市町村がなかなかとれないときは、県なり、場合によっては国が積極的に情報をとって、それぞれの例えば西日本の自治体に提供するとか、そのようなことも意識されて、先ほどの災害対策基本法の改正が行われているという面もあるのではないかと思います。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

ほかに、御意見等も含めてございせんか。それでは、後でまた戻ることがあるかもしれませんが、資料2を中心にして御意見等がありましたらお願いいたします。「『平成の合併』後の課題」ということで、先ほども議論に出ました支所機能のことなども掲げられております。

どうぞ、お願いいたします。

先ほど御発言いただいた江藤委員にちょっとお尋ねしたいのですが、江藤委員も確実な

資料に基づいてではないというお断りだったのですが、例えば、地域自治区の廃止の動きがあるというけれども、それはなぜか、ということまで何かお伺いになっていらっしゃいますでしょうか。

○江藤委員 恐らく地域自治区の場合、20ぐらいは廃止されているのだろうと思うのですが、その理由というのは、地域の一体性というのが、地域自治区があるために阻害されるという。市町村合併による全体的な意識の醸成に対して、従来の旧市町村のコミュニティ意識が残ってしまっている。ここを打開したい。もちろん行政改革の論理、効率性の原理を優先しての廃止も聞いています。

ただ、仮に地域自治区をとった場合でも、そういうところはもともと自治会、町内会や区というのですか、地域コミュニティが全くなくなるわけではないということも、一応一言追加させて下さい。

○碓井委員長 ほかに。どうぞ御発言。

辻委員、どうぞ。

○辻委員 被災のところで基礎自治体に両方係るようなことなのですが、私のほうから3つほどあります。1つは先ほど合併の団体が災害にどうやって対処したたのかという話とか、県の代行を望むか望まないかというような話があったのですが、被災対応については、比較的大きい自治体でもうまく対応できたところとできないところ、小さいところでも対応できたところ、できないところ、合併したけれどもうまくいったところとうまくいかなかったところ、いろいろだと思うのです。その個別の対応のところ非常に重要で大きかったのが、個別対応の誤差を除いて、純粹に合併したほうがよかったのかどうか。自治体が大きいほうがよかったのかどうかということについては、慎重に総括しないと、いいとも悪いとも言えないという側面があると思います。

したがって、総括の仕方は非常に注意をして、しっかりやるのが重要なのかなというのが1点です。

2点目は、先ほどから支所とか出張所、それから地域自治区の話があったのですが、これらの点は、まさに自治の真髓のところでありまして、地域実態に合わせて、自治体がいろいろ考えてやっていくべきところだというふうに思うのです。

それは、各都道府県で言いますと、都道府県の中でも昔から出先機関をどうするかというのは比較的都道府県の裁量の中でやるというのが大きかったですし、市町村でも、今までも市役所、出張所、区役所のあり方については、それぞれ独自に考えてきました。今後、基本ラインとしては独自に考えていくということを重視すると、全般的に支所、出張所をこうすべきだというメッセージを、そもそも出すべきなのかという問題が存在すると、私は思っています。

今日の報告の中にありましたとおり、いろいろな災害対応を考えたときに、支所も非常に重要だという見解もあります。その一方で、例えば昭和に合併をして、いわゆる昭和の合併時の旧市町村役場のあったところに支所を持っていて、いまだに持ち続けていると

いうところも結構あります。人口動態も随分変わっているのに、しかし昔あったからなかなか変えられない。変えようと思っても、地元の抵抗があつて変えられないというところもあつたりします。今の配置で支所が機能できるのかどうなのかということには、まさに個々の自治体の地域実態が大きく関係していると思います。

従いまして、一般的に支所、出張所をどうするかというメッセージを発する場合には、どこまで強く発するのかという問題もありますし、残すというメッセージもありますし、再配置しなければだめだというメッセージもありえますし、この点については、まさに多様な助言が必要だと思っております。

3番目は、被災団体に関することです。短期では、今、一生懸命やっているのですが、私が非常に懸念しているのは、長期の観点であります。被災を受けて、過疎化が促進され、全体で人口は減少しています。一方、まとめて移住するというケースもありますので、市街地のほうはさらに拡散しています。しかも、では昔の災害にあつた旧市街地には住まないようにしているかということ、必ずしもそうではなくて、個々の判断の中で、旧市街地にも住み続けている場合もあります。

つまり、今まで住んでいたところにも住み、新しく新市街地も開発し、なおかつその中で人口は減少するということで、都市の拡散化が加速しているように思います。

短期で見ると、これはこれで、やむをえない対応なのかもしれません。しかし、長期でみた場合に、果たしてこれでいいのかどうなのか。また、この点に関して、各団体の自主的判断にすべてまかせるべきなのか。もう少し国なり県なりが、今後の超高齢化の進展も見極めながら、全体のフレームワークを出すべきなのか。そこのところについては、もう少し議論があつてもいいのかなという気はしています。

以上です。

○碓井委員長 ありがとうございます。

先ほど来の議論との関係で、支所等については、どういうメッセージを出すべきか、慎重にという御趣旨かと思いますが、この辺について、ほかの委員の皆様、御意見等ありましたら。

斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員 その点も含めまして、幾つか質問もありますのでよろしいですか。

1つは、資料2の今の支所の点も含めて、6ページで、ここでは県の役割として、例えば集落支援員を配置するということがあつたり、2番目で住民自治の強化で先ほども議論に出ていた地域自治区の話も含めて書いてありますけれども、ただ、自治体だけ、つまり県や市町村だけでそういう課題に対応するということは限界があると思うのです。

他方で、NPOなど、地域支援のために地元に入っておられる団体もあるので、自治体のすり合わせも課題です。実際の実例などを見た上で、NPOが地域に入っていく上で何が障害になっているのか、そういうことも含めて見ていったほうがいいのではないかと思うのです。

支所も従来の行政機能の末端ということだけではなくて、もちろんそこでは、町内会などの結節点として支所は機能しているということもあるかもしれませんが、それだけではなくて、新しいタイプの支援の仕方を模索している団体とのマッチングが現在の支所のあり方でうまく行くのかどうか。そういうこともデータも含めて議論したほうがいいのではないかというのが1点です。

それと関連する質問は、集落支援員の配置に取り組んでいるという記述ですけれども、これはより具体的にはどういうイメージなのか。集落支援員の人は週何回かそこに行くのか、それともずっとそちらに行って活動するのかなどもう少しお示しいただけたらというのが1つ目の質問です。

それから、大都市とか、そのほかのものは後に、それとも、今、申し上げたほうがよろしいですか。

○碓井委員長 それはちょっと後回しで。

○斎藤委員 では今の点だけ。

○碓井委員長 それでは、市町村体制整備課長、今の御質問についてお願いします。

○原市町村体制整備課長 資料2の6ページにあります「集落支援員の配置」の近畿地方のほうは恒常的というよりは、週に何回か入って、お手伝いするような方だというふうに伺っております。

その下の中部地方の村、四国地方の町は、そこまで詳しくは聞けませんでした。常勤の職員ではないというような印象を持ちました。

○碓井委員長 ありがとうございます。斎藤委員のただいまの御意見の中で、行政の進め方と、NPO等とのすり合わせが必要ではないかという御趣旨でございました。これは、私たち何気なくコミュニティというふうに申しますが、例えば地域自治区というのは、今の地方自治法の上ではひょっとして附属機関という位置づけでしたか、私、記憶がはっきりしていないのですが。そういう固いもので対応するということには、多分、不都合なところもあるけれども、先ほど江藤委員の御発言にもありましたように、実際には、それに乗らないさまざまなコミュニティ活動も行われているのだらうと思いますが、そういうすり合わせをこの調査会でどこまで進めたらいいのかという課題もあるように思いますので、どうぞ引き続き御発言をお願いいたします。

大貫委員、お願いします。

○大貫委員 地域には、自治会という組織があると思います。中村委員さんが自治会のほうの代表をなさっていると思うのですが、そういった災害時には、大きな力をそういったところが発揮すると思うのです。

ですから、その辺との連携というのが、これから非常に大事になってくるのではないかと思いますので、そういったことを議論していくのも大切なことではないかなと思います。

○碓井委員長 ほかに御発言、どうぞ中村委員、お願いします。

○中村委員 支所とか出張所というのは、大切な役割を果たしていると思うのです。

コスト面や何かで、今後、どのような形にするかということは別としまして、やはりそれに対して何らかの形を、例えば支所をなくす、出張所をなくす場合には。何らかの形をとっていかないと、やはりそこに生活する人がいるわけですから、そういう意味では、ぜひそういった形で方策を考えていていただきたいし、そこに住民自治というので、住民が何かできることは、皆で助け合ってやっていくというような方法も必要だと思っております。

ちょっと先ほどのほうに戻ってしまいますけれども、遠隔地との協定というようなお話が災害時でありましたけれども、近県、中距離、遠隔の3カ所くらいでそれぞれ提携を持つということが大変必要かなと私は感じております。

例えば、新宿区の場合には、発災の後、何日かしましたら、放射能が水道水に入り込んでしまっ、赤ちゃん等のお水はあげないよというような連絡があったときに、新宿区で保有しているお水を全部排出しても、足りないような状態になった場合、すぐ友好都市の伊那市のほうに連絡をとりまして、そちらから全部、本当に向こうの方が全力を挙げてすぐ運んで来てくださったというような形もありますし、災害地に近いところでしたら、それがすぐできないわけですが、そういう意味では、やはり3カ所くらいに友好都市なり、姉妹都市なり、そういったものをお持ちになるということがこれからは必要ではないかなと感じました。

○碓井委員長 中村委員は伊那市をよく御存じなのかもしれませんが、友好都市ということは、普段から友好関係に、いろいろな交流があるという中で、発災時にも協力が得られるという御趣旨で理解してよろしいわけですね。

○中村委員 それもそうですし、今後、やはりただ姉妹都市だけということではなくて、そういった職員の今後の相互の派遣とか、物産展をお互いにやったりとか、いろいろな面でそういったものを普段からしておく必要があるかと思えます。

○碓井委員長 わかりました。それでは、先ほど辻委員、たくさん御発言されて、私の記憶も定かではないのですが、被災地の状況に応じた対応が必要ではないかという御発言がありました、その点に関連して何か御発言がありましたら。

どうぞ、畔柳副会長、お願いします。

○畔柳副会長 必ずしも辻委員の話になりますけれども、今回の諮問は東日本というようなことでの諮問があったので、こういうふうになっていると思うのですが、先ほど議論があったとおり、やはり東日本というのは余りにも大きなことであって、基礎自治体というレベルを超えた震災規模なので、これについてはいろいろ反省はあったとしても、今回の地制調の関連の中でどういうふうに位置づけるかというところがちょっとあるような気がします。

ただ、東日本をやってみて、もうちょっと普通起こる災害、その他、質とか規模が小さい災害でもやっておいたほうがいいことに気づいたということに関して言えば、小さい基礎自治体とか、そういうところにとってはやっておいたほうがいいことがあるというよう

な整理の仕方をこの際しておいて、その議論をするということは、今まで議論してきた基礎自治体よりは大都市問題を伴う議論につながるのではないかというような気がいたします。

あわせてもう一つ気がついたことは、先ほどの資料2のほうですけれども、西東京でやってみた成功例は事務局もどう言い続けられたかと思えますけれども、経費合理化が150億出ている。かついろいろとやはりいいことが行われたというようなことを考えますと、「平成の大合併」というのは終わったとは思いますが、一番ポテンシャルのある首都圏近辺の合併、合理化効果的なものは相当残っているというふうに考えていいのか。

これは東京、名古屋、大阪あたりで、西東京だけで150億ということはどのくらいあるのかという試算ができれば、「平成の大合併」後の反省だけではなくて、その問題が残っているという指摘もしておく必要があるのかもしれないという気がしますし、合併後の話については、やはり前回の小さな基礎自治体の体力のなさ、最低限の福祉ができていない状況なんかは引き続きあるということも大事な指摘ではないかと思えます。

○碓井委員長 ありがとうございます。

先ほど、斎藤委員の御発言を求められたのは、ひょっとして今のことに関係しますか。

もし関係していたら、あわせて、今、御発言いただければ。

○斎藤委員 大都市部での今後の課題の資料を拝見しまして、副会長と同様の感想を持つわけですね。つまり合併によって効果が出たところがある。ただ他方では、ある程度現状認識があるところで、全く進んでいないと。それはそれで財政が比較的豊かだからだという指摘はこの資料にありますけれども、そのほかにも沿革や権限等の関係がいろいろ残っている。今後、超高齢化になるということで、さらにそこにどういう要素が加わるのか。その場合の1つの選択肢として合併もあり得るかどうかということで、自主的に選択するための客観的なデータを示した上で何か助言するというのは十分に考えられるとは思いますが。

その点については、ただ、「平成の大合併」は一区切りということでの総括の中でも、資料2の1ページの一番下にも、これは省の取りまとめの資料だと思いますけれども、「これからの基礎自治体の展望」ということで、「それぞれの市町村がこれらの中から最も適した仕組みを自ら選択」するのが重要だとありますので、そこは基本的には自主的な選択というのを尊重する必要もあるので、そこも勘案しつつということになる。

ですから、ある意味、現場はどう考えているのか。つまり今後の都市部での超高齢化とか、ここでも何度か議論に出ました公共施設の老朽化等々にどう対応するおつもりなのかということも、現場の声も聞く必要はあろうかと思えます。

○碓井委員長 それは市町村体制整備課長に伺いますが、まず畔柳副会長が見通しといたしますか、どういう効果が生ずるだろうか。こんな推計は今のところないですね。

どうぞ。

○原市町村体制整備課長 もし合併していたらどうかというデータはないと思えますけれども、首都圏の多くの市町村でも、実は行革プランの作成ということで、それぞれ合併は

していないけれども、人員削減ですとか、いろいろな努力はされておまして、そういったデータでございましたら、御用意できると思います。

○碓井委員長 それからもう一つ、今の斎藤委員からの御発言で、大都市の現場の声をという見通しはありますか。斎藤委員のおっしゃるのは、やはりそういう意見を踏まえるべきだということですね。

○斎藤委員 ですから、もちろん市町村、あるものは合理的だという答えかもしれませんが、今後のデータを示した上でどう考えるのかというのは聞く必要もあるのではないかと思います。

○碓井委員長 この辺は、市町村体制整備課長、いかがでしょう。

○原市町村体制整備課長 現場の声は、基本的には合併をするという選択はほとんど私も日ごろ市町村関係の仕事をしておいても伺いませんので、むしろ、今の仕組みの中で、では合併しなくても、先ほど高齢化がどんどん進んで今はいいけれどもということに、広域連携も含めまして、どう課題に対応するのか。そちらのほうはもちろん普段そういう行政に接している感じからいたしますと、現実的な選択なのかなと。それもあまして、29次の方向と一緒にのかなという気はいたしております。

○碓井委員長 わかりました。

どうぞ、ほかに御意見等ありましたら、お願いいたします。

先ほどの畔柳副会長の問題提起の中に、東日本大震災という未曾有の大災害で、この地制調として、そこに焦点を置いてというよりは、もうちょっとそれをきっかけにして小規模災害等を想定した議論のほうかという、たしかそういう御趣旨の発言だったと思います。この辺も含めて何か皆様の御意見がありましたら。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 先ほどの話にちょっと戻ってしまうのですが、震災関係ということで、1つは林委員がおっしゃったところとも関係しますが、遠方の自治体との事前の協定等の問題があります。それについて、今まで友好都市等という形でつながりがあるところはかなり円滑に協定が結ばれていると思うのですが、例えば、全くつてがないというようなところで困っているということがあれば、もちろん6団体等も対応なさっていると思いますが、何らかの支援ということは考えられるのかなというのが1つです。

それから、今、お話ございましたけれども、今回の大震災ほどの規模ではなくても、いろいろな災害が予想されるわけがございます。特に大都市部では、首都直下型地震もありますし、富士山の噴火等々、いろいろな災害が想定されるわけでありまして、その際に、今、大都市部の市のあり方ということとのお話がありましたけれども、少子高齢化という方向性ということに加え、災害対応ということで、今後、小規模な面積の小さいところがどういうふうな形で対応策を考えていくのかということも検討しなければいけない部分なのではないかと思います。

以上です。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。ほかにいかがでございましょうか。

斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員 もう一つだけ、広域連携ということで、参考資料の最後に、「自治体クラウド」の紹介があります。クラウドという名前はここのところインターネット関係の技術の進展で名前が広がってきて、やや新し目ですが、こういう取り組みはもっと前からたしかあって、総務省もバックアップしてやっていて、そのころは名前にはやりすたれが多いですから、私も卒然と考えてすぐ出てきませんけれども、たしかXSPとかアプリケーションソフトプロバイダーという名前で、自治体そのものには最新の機器やソフトを置かなくても、全体で共同して民間の業者と組んで、そちらのほうに置いておけば、コストもかからないし、日々更新しなくてもいいし、災害時の対応もできるとして、おそらく10年以上も前からやっていると思うのです。

クラウドということで、今日御紹介ですが、これはこの間順調に進んできたのか、先ほどと同じ問題意識なのですから、余り進んできていないとすれば、それは何でだったのかというのを検証しないと、今後のモデルになりにくいのではないかと。最近クラウドということで名前も変えて進んでいるのであれば、それは何か震災対応ということで、新しい動きがあったのか、あるいはこういう電子的な取り組みで、広域連携をするに当たって、何か法制度的な問題とかがあれば、そちらもお示しいただければ、ここでの議論にはより益するところがあるのではないかと考えます。

○碓井委員長 今の点については、問題提起かつ質問の趣旨もあるでしょうから、市町村体制整備課長、何か御発言ありますか。

○原市町村体制整備課長 前回、この場で民間活用でそういう例があるということで、資料を御用意したわけありまして、もちろん省として共同化を推進しているわけでありまして、確かに、今、おっしゃったような、10年前からもともとあったようでありますけれども、なぜ進まなかったか。1つはやはり、割と自治体のシステムが時点によってばらばらに更新する時期が来まして、したがって最初はみんな一緒にやるよ、となるのですけれども、いざ具体的な話になってくると、「いやうちはまだ2年先だ、うちは3年先だ」という話になって、なかなか進まないというのが1つ。

それから、実際、今、やっているとのお話を伺いますと、やろうとすると、いや私の自治体のこの部分はカスタマイズさせてくれとか、自分の独自のシステムを残してくれ、という議論がありまして、なるべく標準化しないとコストが削減できないのですが、そういうカスタマイズの問題で結構苦慮されているということがあって、なかなか昔からあるけれどもなかなか進まなかったと。そういうことをクリアしつつ、先ほど説明が漏れましたけれども、財政措置も含めて、よりできる限り標準化できるものは標準化して、コストを削減しようと、今、推進しているというのが現状でございます。

○碓井委員長 わかりました。

ほかに御発言ございますでしょうか。

中尾委員、お願いします。

○中尾委員 参考資料の3ページに、「市町村の person 費と地方税収の対比」が見事に載っていますと、今、市町村合併または小規模自治体として残っている首長さんが、こういうデータとなおかつ少子高齢化、特に高齢化の物すごい費用負担に伴って、現状どのように思われているのかというのはお聞きしてみたいなと思うのです。

これで本当に、地域偏在、例えば北海道ですとか、長野ですとか、合併が進まなかったところはかなりあります。そういうところが県・道を含めて、どういう生き残り策をみずからお考えになっているのかということをお聞きしてみたいと思います。

もう一つ、これは後ろ向きと考えるにたかたかたないのですが、合併をしました。けれども、それを解消したいという動きも国内に何件かあるとお聞きしてございますので、もしそういうものがどういう動きになっているのかということも聞いてみたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○碓井委員長 では、市町村体制整備課長、お願いします。

○原市町村体制整備課長 合併の解消の例の動きということで、私どもそういう照会をかけているわけではございませんが、やはり仕事柄そういうお話を伺うこともありますが、熊本県で、もともと合併して庁舎を、合併したエリアの真ん中に位置するところに移転するという約束をしていたのだけれども、その後、いろいろ財政状況とか状況の変化がありまして、約束したところに庁舎が移転できないということで、合併を解消しようという動きがございました。結局議会で不採択になりまして、今はそのままもとに戻っているという話がございます。熊本の例でございます。

○碓井委員長 合併を解消したいというときに、それを表面に出すのには勇気もいりますので、外部から探るのも難しいのかもしれませんが。

どうぞ、市町村体制整備課長。

○原市町村体制整備課長 あと生き残り策といいましょうか、それだけでもないのですけれども、私ども次回以降に、今、いろいろとお話を伺っておりまして、先ほどの都市部での連携の仕組みですとか、一方、小規模自治体の首長がどんなふうにお考えになっているかということも伺いまして、次回以降、資料を準備できたらいいかな、というふうに思っております。

○碓井委員長 どうもありがとうございます。

今、お話にも出てまいりましたように、小規模町村あるいは過疎地のところのこともどうするかというのは大きな課題かと思ひます。

どうぞほかの御発言ありましたらお願いします。

先ほど辻委員、3つぐらいあったのですが、私、残したものはありますか。

○辻委員 いや大体。もらいました。

○碓井委員長 大丈夫ですか。どうぞほかの御発言ありましたら、お願ひいたします。

小林委員、どうぞ。

○小林委員 震災を踏まえた自治体のあり方というわけではないのですが、もともと例えばなのですけれども、自治体は消防の特別救助隊というようなものがありますね。ある程度の規模のものには、ある程度機動的に対応できるのですけれども、今回の東日本大震災みたいな場合について言えば、そもそも最終的には人命に関して言えば自衛隊に頼るしかなかったというふうな状況だと思うのですけれども、前から思っているのは、例えばなのですけれども、いろいろな防災計画をつくるにも、あるいはある程度の予想される震災に対応する具体的なマニュアルをつくるにも、実際に災害が起こった場合の初動対応についても、やはり餅は餅屋というのですか、専門的な方が内部にいらっしゃったほうが被害がより少なくなるのではないかなということをおもっています、何で各自治体に自衛隊の職員の方のある程度総合調整能力があるような方の出向がないのかなとずっとおもっています、先般たまたま、私、地元の岡山ですけれども、議員さんと話をしても、余りそういう発想を皆さん持たれていないのですけれども、岡山は全国で一番地震も津波もない安全なところなのでそのような感じなのかなとおもったのですけれども、実際にもしそういうようなところがあれば、自衛隊の職員の専門の方がいらっしゃって、うまく機能したという例があれば教えていただきたいということをおもっています。

例えばなのですけれども、一時期、自治体で結構行政対象暴力とか、教員の暴力みたいなものがあった、自治体は全然機能できていなかったのです。警察官を2人ぐらい呼んだだけで、相当事態が改善されたという例を私は地元で実際に経験したものですから、だから、その意味でも、そういった観点もいるのかなとおもって発言させていただきました。

○碓井委員長 わかりました。

人事による対応策というのが考えられるのではないかという御発言。

市町村体制整備課長、どうぞ。

○原市町村体制整備課長 自衛隊の方の自治体での活用という意味につきまして、網羅的に調査したわけではございませんが、私が、昔、勤務した県では、危機管理局というのがございまして、そこに自衛隊の方をまさに危機管理専門の職員として来ていただいているというような例もございます。

○碓井委員長 どうもありがとうございます。

ただいまの問題提起の中にはやはりその道に通じた人材の活用ということだろうと思えますけれども、そうすると、先ほどの資料の中にも「課の共同設置」という項目が含まれていたと思います。これは複数の自治体で部署を共同で設置するということかと思いますが、そういうところに人材の面でも優れた能力を持った人が入っていると、より強固になるのかなとも思います。

どうぞほかにも御発言ありましたらお願いいたします。

辻委員、お願いします。

○辻委員 先ほど、大都市部における合併の話が出まして、今回、西東京市の事例、比較的效果がよく示されていると思うのですが、それでも西東京市の関係者に聞くと、必ずし

もみんな合併してよかったとは言いません。それから多摩のほかの団体も、西東京市を見習って合併しようという動きはほとんど皆無に近いという状況なのです。

これは、情報提供の仕方にもいろいろ課題があるかもしれませんし、行政関係者の意識の問題もあるのかもしれません。自主合併を前提にすると、やはり先ほどの議論の繰り返しですが、この合併によってどういう効果と課題が出たのかということについて、改めてしっかり検証して、それに対する情報発信を、特に大都市部について重点的に行うことが重要ではないかと思います。

まずはしっかり情報提供して、その後、どうなるかということも考えていかなければならないと思います。

あとは参考になるのですが、今日は参考資料で前回の宿題返しが提供されまして、私も興味深く拝見しました。特に、一番最初の市町村規模との合計特殊出生率の図なのですが、恐らく30年前、40年前は、町村部の出生率が高かったと思うのですが、町村部のいわゆる高齢化が進んで町村部においても出生率が低くなってきているということが、この数字にあらわれていると思います。

今後、市町村規模も念頭に置きながら、どうやったら出生率を回復していけるのかということについては、大きなテーマとして探っていく必要があると思いました。

それから、フランスの地方制度、4ページのところに御紹介いただきましたが、私、15～16年前になりますけれども、アメリカのジョージア州の視察に行ったときに、人口ゼロの市町村がありました。人口ゼロで何でなくならないかということ、誰も住んでいないので、なくす人がいないのですね。

だから、ずっと地図上、ジョージア州も人口ゼロの市町村を残していました。しかし、人口ゼロの市町村はまだよいのですが、人口20人とか、50人の団体で、何かは、任期がきても、選挙をするのを忘れてしまったりする団体もでてきたりして、それは支障があるということになって、必要査定限度の業務もできないような市町村については合併を奨励するということがジョージア州はやっていました。

これに比較していいますと、日本の市町村は、やっている仕事が多すぎて、忘れてもらっては困る仕事が沢山ありますので、業務をこなせる体制を整備するということは、日本の制度の中では重要ではないかなと思いました。

最後に、自治体クラウドの話は、私も注目しています。いわゆる広域行政について、行政が直接行う広域行政はなかなか進んでいないのですけれども、民間委託ということを通じて行われる事実上の広域化は、進んできているという実感があります。

ここに出ているクラウドの取り組みは行政の地域単位でやっているものなのですが、潜在的にはホストを外国におくことも可能で、全国市町村と地続きにこだわらずサービスを共同して提供できるところに、クラウドの新しさがあります。そして、規模を大きくすればするほど、効率性は高くなります。

しかし、いろいろな事態を考えた場合に、近いところですか、地域ごとでクラウドを

やっていくということも1つの選択肢になります。従って、このクラウドの動きに関して、民間レベルでどんどん進んでいくのを中立的に推奨していくという形にするのか、ある程度地域のまとまりを重視して、クラウドを形成させていくのか。この点については、今後の広域行政のあり方について大きな分岐点になるのではないかと思いますので、次回以後、どこかでしっかり議論していきたいと思います。

以上です。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

ほかに御発言ございませんでしょうか。

何か今日お話伺っていますと、私ども行政法の大先輩で亡くなられた遠藤博也先生が、「行政とは社会管理機能である」ということを言われていたことを思い出すのですが、その場合の「行政とは社会管理機能」というのは、何も「行政」という機関ないし組織がやることだけが「行政」なのではないのだということをたしかおっしゃっていたと思います。

今日お話しの中にも、コミュニティ絡みの御発言の中にもありまして、ただいまのところに出てきましたけれども、これからそういう中で、どこまでが地制調の所管と考えて議論していくのかという点も課題なのかなというふうに思いました。

ほかに御発言ありませんでしょうか。

もしなければ、間もなく時間も参りますので、この辺で本日の議事を閉じさせていただきます。

よろしゅうございましょうか。

どうもありがとうございました。

次回は、総会を開催する方向で調整することとしております。これは既にメールでも配信されていると思いますが、開催期日等につきましては、事務局より御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

これをもちまして、本日の専門小委員会を閉会いたします。

長時間ありがとうございました。